

事案発生日	事業者名	船名	発出日	事故概要	指導事項(詳細)	県	市
2019/12/2	株式会社なんきゅうドック	なんきゅう10号	2020/2/19	<p>令和元年12月2日16時頃、株式会社なんきゅうドックの旅客船「なんきゅう10号」は、旅客55名を乗せ、鹿児島県肝属郡南大隅町根占港沖を航行中、高波によって船舶が動揺し、船体に衝撃を受けた。旅客5名が重傷、9名が軽傷を負った。</p> <p>12月16日、九州運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>令和2年2月19日、船長は、気象・海象に関する情報を入力し、運航の可否判断を的確に行うため、運航の中止に係る判断が困難と認めるときは運航管理者と協議を行い、運航中止基準に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること等を含む命令を発出した。</p>	<p>1 運航中止基準に達したと認めるとき又は達する恐れがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。</p> <p>2 陸上において運航管理者・補助者が運航を中止すべきと判断した場合において、船長から中止の連絡がない場合、運航する旨の連絡を受けた場合は、運航の中止を指示すること。</p> <p>3 運航の可否判断を記録すること。</p> <p>4 社員全員に安全教育を実施し、事故を想定した実践的な訓練を実施し、記録すること。</p>	鹿児島県	鹿児島市